

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

| | | |
|-----|---------------|---------|
| 1. | 文学部・人文科学研究院 | 研究 1-1 |
| 2. | 教育学部・人間環境学研究院 | 研究 2-1 |
| 3. | 法学部・法学研究院 | 研究 3-1 |
| 4. | 経済学部・経済学研究院 | 研究 4-1 |
| 5. | 理学部・理学研究院 | 研究 5-1 |
| 6. | 医学部・医学研究院 | 研究 6-1 |
| 7. | 歯学部・歯学研究院 | 研究 7-1 |
| 8. | 薬学部・薬学研究院 | 研究 8-1 |
| 9. | 工学部・工学研究院 | 研究 9-1 |
| 10. | 芸術工学部・芸術工学研究院 | 研究 10-1 |
| 11. | 農学部・農学研究院 | 研究 11-1 |
| 12. | 比較社会文化研究院 | 研究 12-1 |
| 13. | 言語文化研究院 | 研究 13-1 |
| 14. | 数理学研究院 | 研究 14-1 |
| 15. | システム情報科学研究院 | 研究 15-1 |
| 16. | 総合理工学研究院 | 研究 16-1 |
| 17. | 生体防御医学研究所 | 研究 17-1 |
| 18. | 応用力学研究所 | 研究 18-1 |
| 19. | 先導物質化学研究所 | 研究 19-1 |
| 20. | 情報基盤研究開発センター | 研究 20-1 |

医学部・医学研究院

| | | | |
|----|-------|-------|--------|
| I | 研究水準 | | 研究 6-2 |
| II | 質の向上度 | | 研究 6-3 |

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、平成 19 年度の原著数 633 件、総説 648 件、著書 256 件の計 1,537 件で、そのうち査読によるものが 41.2%（633 件）、欧文が 46.9%（721 件）を占め、教員（助教以上 249 名）一名当たりの平均論文数が 6.2 件となっている。原著論文のインパクトファクター（IF）は一件当たり 3.4、IF10 以上 57 件、IF20 以上 10 件となっている。研究資金の獲得状況については、科学研究費補助金の採択数（採択金額）が平成 16 年度から 19 年度にかけて合計 642 件（29.1 億円）、年平均 161 件（7.3 億円）で、採択率が過去 4 年間を通して 51.5%（申請 980 件中 505 件採択）となっている。その他の競争的外部資金の受入状況は、平成 16 年度以降で 21 世紀 COE プログラム 1 件、他の研究院と共同で 21 世紀 COE プログラム 2 件、グローバル COE プログラム 1 件、九州大学の戦略的教育研究拠点プログラム等、活発な研究活動が展開されていることは、相応の成果である。

以上の点について、医学部・医学研究院の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、医学部・医学研究院が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、医学・生命科学領域における研究が IF の高い国際誌に数多く掲載されている。その他の研究成果については、国内外の学会賞や文部科学大臣表彰科学技術賞等の受賞実績を有する。卓越した研究成果として、例えば、「ヒト幹細胞システムの医学的応用への研究拠点の創出」プログラムを通じて、各臓器分野における幹細胞・前駆細胞、がん幹細胞を同定し、その機能解析を進めていることは、相応の成果である。

以上の点について、医学部・医学研究院の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、医学部・医学研究院が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 2 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 1 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。